

## 一部規則改定のお知らせ

箱根登山鉄道（本社：神奈川県小田原市）では、下記のとおり、一部規則を改定しますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 施行日

2024年4月1日(月) 初電より

#### 2 改定する規則

- (1) ICカード乗車券取扱規則
- (2) 外国人向け ICカード乗車券取扱規則
- (3) 障がい者用 ICカード乗車券取扱特約
- (4) ICカード乗車券取扱規則に関する特約

#### 3 改定内容

新旧対照表（次葉以降を参照）のとおり

以 上

箱根登山鉄道株式会社「ICカード乗車券取扱規則」の一部改定

改 定	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>株式会社小田急箱根</u>（以下「当社」という。）における、ICカード乗車券による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、箱根登山鉄道（以下「当社」という。）における、ICカード乗車券による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。</p> <p>(以下略)</p>

附則

この規則は、2024年4月1日より実施する。

箱根登山鉄道株式会社「外国人向けICカード乗車券取扱規則」の一部改定

改 定	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>株式会社小田急箱根</u>（以下「当社」という。）における、外国人向けICカード乗車券による訪日外国人旅客（以下「旅客」という。）の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、箱根登山鉄道（以下「当社」という。）における、外国人向けICカード乗車券による訪日外国人旅客（以下「旅客」という。）の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。</p> <p>(以下略)</p>

附則

この規則は、2024年4月1日より実施する。

箱根登山鉄道株式会社「障がい者用 I C カード乗車券取扱特約」の一部改定

改 定	現 行
<p><b>第 1 章 総則</b></p> <p>(目的)</p> <p><b>第 1 条</b> この特約は、<u>株式会社小田急箱根</u>（以下「当社」という）が、「<u>株式会社小田急箱根</u> I C カード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項に規定する身体障害者手帳、または「療育手帳制度について」（昭和 4 8 年 9 月厚生省発児第 1 5 6 号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳（以下「手帳」という）の交付を受けている者のうち、当社の規程等に定める（当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に記載のある）第 1 種身体障害者または第 1 種知的障害者とその介護者に限り株式会社パスモの定める障がい者用 P A S M O 取扱特約に基づき発行する障がい者 P A S M O および介護者 P A S M O（以下「障がい者用 P A S M O」という）を媒体とする乗車券等（以下「障がい者用 I C カード乗車券」という）による旅客の運送等について、その使用条件を定めることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p><b>第 2 条</b> この特約は、<u>株式会社小田急箱根</u> I C カード乗車券取扱規則（以下、「I C 規則」という。）に対する特約であり、I C 規則と異なる取扱いについてはこの特約を優先して適用するものとする。</p> <p>2 I C 規則第 5 条第 5 項第 5 号、同第 5 条第 9 項、同第 6 条の 2、同第 7 条、同第 1 1 条、同第 1 3 条、同第 1 6 条第 4 項、同第 1 6 条の 2、同第 1 8 条から同第 2 7 条、同第 3 0 条から同第 3 2 条に規定する事項については、障がい者用 I C カード乗車券には適用しない。</p> <p>3 当社は、この特約を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更及び変更内容を予め告知するものとする。この特約変更後に障がい者用 I C カード乗車券を使用したことをもって、使用者が変更内容に合意したものとする。</p> <p>4 この特約が改定された場合、以後の障がい者用 I C カード乗車券にかかわる取扱いについては、改定されたこの特約の定めるところによる。</p> <p>5 この特約に定めのない事項については、I C 規則、株式会社パスモの定める P A S M O 取扱規則、同障がい者用 P A S M O 取扱特約、同 P A S M O 電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則の定めるところによる。</p> <p>(以下略)</p>	<p><b>第 1 章 総則</b></p> <p>(目的)</p> <p><b>第 1 条</b> この特約は、箱根登山鉄道株式会社（以下「当社」という）が、「箱根登山鉄道株式会社 I C カード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項に規定する身体障害者手帳、または「療育手帳制度について」（昭和 4 8 年 9 月厚生省発児第 1 5 6 号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳（以下「手帳」という）の交付を受けている者のうち、当社の規程等に定める（当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に記載のある）第 1 種身体障害者または第 1 種知的障害者とその介護者に限り株式会社パスモの定める障がい者用 P A S M O 取扱特約に基づき発行する障がい者 P A S M O および介護者 P A S M O（以下「障がい者用 P A S M O」という）を媒体とする乗車券等（以下「障がい者用 I C カード乗車券」という）による旅客の運送等について、その使用条件を定めることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p><b>第 2 条</b> この特約は、箱根登山鉄道株式会社 I C カード乗車券取扱規則（以下、「I C 規則」という。）に対する特約であり、I C 規則と異なる取扱いについてはこの特約を優先して適用するものとする。</p> <p>2 I C 規則第 5 条第 5 項第 5 号、同第 5 条第 9 項、同第 6 条の 2、同第 7 条、同第 1 1 条、同第 1 3 条、同第 1 6 条第 4 項、同第 1 6 条の 2、同第 1 8 条から同第 2 7 条、同第 3 0 条から同第 3 2 条に規定する事項については、障がい者用 I C カード乗車券には適用しない。</p> <p>3 当社は、この特約を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更及び変更内容を予め告知するものとする。この特約変更後に障がい者用 I C カード乗車券を使用したことをもって、使用者が変更内容に合意したものとする。</p> <p>4 この特約が改定された場合、以後の障がい者用 I C カード乗車券にかかわる取扱いについては、改定されたこの特約の定めるところによる。</p> <p>5 この特約に定めのない事項については、I C 規則、株式会社パスモの定める P A S M O 取扱規則、同障がい者用 P A S M O 取扱特約、同 P A S M O 電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則の定めるところによる。</p> <p>(以下略)</p>

附則

この規則は、2 0 2 4 年 4 月 1 日より実施する。

箱根登山鉄道株式会社「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」の一部改定

改 定	現 行
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この特約は、<u>株式会社小田急箱根</u>（以下「当社」という）が、「<u>株式会社小田急箱根</u> ICカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、株式会社パスモが提供するモバイルPASMO及びApple PayのPASMOを使用した乗車券等（以下、「モバイルIC乗車券」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p><b>第2条</b> この特約は、<u>株式会社小田急箱根</u> ICカード乗車券取扱規則（以下、「IC規則」という。）に対する特約とし、IC規則と異なる取扱いについてはこの特約が適用される。</p> <p>2 モバイルIC乗車券の使用について、この特約に定めのない事項については、IC規則、株式会社パスモの定めるPASMO取扱規則、同PASMO取扱規則に関する特約、同PASMO電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則、同モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約（以下、「会員規約」という。）の定めるところによる。ただし、モバイルIC乗車券の特性上、適用可能な規定に限るものとする。</p> <p>3 旅客がモバイルIC乗車券により当社線を利用する場合は、IC規則に定めるICカード乗車券として取扱う。</p> <p>4 モバイルIC乗車券については、IC規則第4条、第10条第1項第1号、第11条から第13条、第14条第1項ただし書き、第18条、ならびに第19条第2項から第27条の規定は適用しない。</p> <p>5 前各項にかかわらず、モバイルIC乗車券に対しては、IC企画乗車券に関する規定は適用しない。</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p><b>第2章 発売</b></p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p>(モバイルPASMOの発行替え)</p> <p><b>第11条</b> PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1) 無記名PASMO</p> <p>(2) ICバス事業者の持参人IC定期乗車券が付加された無記名PASMO</p> <p>(3) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券</p> <p>(4) 小児用PASMO、<u>一体型PASMOおよび障がい者用PASMO</u></p> <p>(5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO</p> <p>(6) その他、当社が特に認めたもの</p> <p>3 モバイルPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。</p> <p>(Apple PayのPASMOの発行替え)</p> <p><b>第11条の2</b> PASMOカードからApple PayのPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1) ICバス事業者の持参人IC定期乗車券が付加された無記名PASMO</p> <p>(2) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券</p> <p>(3) 小児用PASMO、<u>一体型PASMOおよび障がい者用PASMO</u></p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この特約は、箱根登山鉄道株式会社（以下「当社」という）が、「箱根登山鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、株式会社パスモが提供するモバイルPASMO及びApple PayのPASMOを使用した乗車券等（以下、「モバイルIC乗車券」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p><b>第2条</b> この特約は、箱根登山鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（以下、「IC規則」という。）に対する特約とし、IC規則と異なる取扱いについてはこの特約が適用される。</p> <p>2 モバイルIC乗車券の使用について、この特約に定めのない事項については、IC規則、株式会社パスモの定めるPASMO取扱規則、同PASMO取扱規則に関する特約、同PASMO電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則、同モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約（以下、「会員規約」という。）の定めるところによる。ただし、モバイルIC乗車券の特性上、適用可能な規定に限るものとする。</p> <p>3 旅客がモバイルIC乗車券により当社線を利用する場合は、IC規則に定めるICカード乗車券として取扱う。</p> <p>4 モバイルIC乗車券については、IC規則第4条、第10条第1項第1号、第11条から第13条、第14条第1項ただし書き、第18条、ならびに第19条第2項から第27条の規定は適用しない。</p> <p>5 前各項にかかわらず、モバイルIC乗車券に対しては、IC企画乗車券に関する規定は適用しない。</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p><b>第2章 発売</b></p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p>(モバイルPASMOの発行替え)</p> <p><b>第11条</b> PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1) 無記名PASMO</p> <p>(2) ICバス事業者の持参人IC定期乗車券が付加された無記名PASMO</p> <p>(3) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券</p> <p>(4) 小児用PASMOおよび一体型PASMO</p> <p>(5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO</p> <p>(6) その他、当社が特に認めたもの</p> <p>3 モバイルPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。</p> <p>(Apple PayのPASMOの発行替え)</p> <p><b>第11条の2</b> PASMOカードからApple PayのPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1) ICバス事業者の持参人IC定期乗車券が付加された無記名PASMO</p> <p>(2) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券</p> <p>(3) 小児用PASMOおよび一体型PASMO</p>

改 定	現 行
<p>(4) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されている P A S M O</p> <p>(5) 有効なバス I C 一日乗車券の機能が付加されている P A S M O</p> <p>(6) 第 5 条第 1 項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していない P A S M O</p> <p>(7) その他、当社が特に認めたもの</p> <p>3 Apple Pay の P A S M O から P A S M O カードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル I C 乗車券相互間で、定期乗車券、S F 等を含むいかなる情報も移行させることはできない。</p>	<p>(4) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されている P A S M O</p> <p>(5) 有効なバス I C 一日乗車券の機能が付加されている P A S M O</p> <p>(6) 第 5 条第 1 項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していない P A S M O</p> <p>(7) その他、当社が特に認めたもの</p> <p>3 Apple Pay の P A S M O から P A S M O カードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル I C 乗車券相互間で、定期乗車券、S F 等を含むいかなる情報も移行させることはできない。</p>
(中 略)	(中 略)
第 3 章 効力	第 3 章 効力
(中 略)	(中 略)
(免責事項)	(免責事項)
<p>第 1 8 条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。</p>	<p>第 1 8 条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。</p>
<p>2 携帯情報端末等を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。</p>	<p>2 携帯情報端末等を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。</p>
<p>3 モバイル P A S M O または Apple Pay の P A S M O を使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイル I C 乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。</p>	<p>3 モバイル P A S M O または Apple Pay の P A S M O を使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイル I C 乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。</p>
<p>4 第 1 1 条に定める発行替え及び第 1 7 条に定める携帯情報端末等の紛失、故障または機種変更に伴うモバイル I C 乗車券の再発行、その他コンピュータシステム処理等により、P A S M O I D 番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。</p>	<p>4 第 1 1 条に定める発行替え及び第 1 7 条に定める携帯情報端末等の機種変更、紛失または故障に伴うモバイル I C 乗車券の再発行、その他コンピュータシステム処理等により、P A S M O I D 番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。</p>
(以下略)	(以下略)

附則

この規則は、2024年4月1日より実施する。